

社会保険労務士

ALLたま社労士事務所便り



連絡先：〒277-0832
柏市北柏 3-5-4 日暮ビル 6 F

電話：04-7164-1283
FAX：04-7164-1284
e-mail:

「マイナンバー制度」対応で 必要となる準備事項とは？

◆来年 1 月から番号利用がスタート

今年 10 月からマイナンバー(個人番号)の市区町村から全国民への通知が開始され、来年 1 月からはマイナンバーの利用が始まります。

制度がスタートすると、企業は給与所得の源泉徴収票の作成や社会保険料の支払い等においてマイナンバーの取扱いが必要となりますが、日本経団連では、3 月 9 日に「マイナンバー制度への対応準備のお願い」という文書を発表し、主な準備事項を示しました。

◆必要となる準備事項の内容は？

上記文書では、制度開始に向けて企業は次の事項を行わなければならないとされています。

1. 対象業務の洗い出し
 - (1) マイナンバーの記載が必要な書類の確認
・給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類
・健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類
 - (2) マイナンバー収集対象者の洗い出し
・従業員等(従業員に加えて役員やパート・アルバイトを含む)とその扶養家族
・報酬(講師謝礼、出演料等)の支払先
・不動産使用料の支払先
・配当等の支払先
2. 対処方針の検討
 - (1) 組織体制の整備
 - (2) 社内規程の見直し

- (3) 担当部門・担当者の明確化等
 - (4) 身元(実在)確認・番号確認方法に係る検討、明確化等
 - (5) 物理的安全管理措置の検討(区域管理、漏えい防止等)
 - (6) 収集スケジュールの策定
3. マイナンバー収集対象者への周知
 - (1) 収集までのスケジュールの提示(収集開始時期等の確定)
 - (2) 教育・研修
 - (3) 利用目的の確定・提示
 4. 関連システムの改修(自社にてシステム構築を行っている場合)
 - (1) 人事給与システム
 - (2) 健康保険組合システム
 5. 委託先・再委託先の監督等
 - (1) 委託先の選定
 - (2) 必要かつ適切な監督を行うための契約の締結(取扱い状況を把握する方法を含む)

中小企業の経営トップが考える 2015 年の経営施策とは？

◆経営活動に影響を与えそうな要因

産業能率大学が行った「2015 年 中小企業の経営施策」という調査(従業員数 6 人以上 300 人以下の企業経営者 635 人が調査対象)によると、中小企業の経営トップは、今年の経営活動に影響を与えそうな要因として、次のことを想定しています。

(1)人材の不足(46.5%)【前年比 14.5 ポイント増】

(2)国の政策の変化(44.1%)

(3)消費税率の引上げ(43.6%)

(4)原材料コストの増大(29.3%)

(5)業界構造の変化(28.2%)

第1位となった「人材の不足」は、2010年の調査開始以来、過去最高となったそうです。

また、2014年の人員確保について「例年より難しかった」との回答が半数を超え、今年取り組みたい施策について尋ねた結果も、「従業員の新規採用」が前年比 3.8 ポイント増となっていますので、人材不足はまだまだ続きそうです。

◆強化している採用施策

今年の新卒採用については、4社に1社が実施を検討しており、年々増加傾向にはあるようですが、実際に人材が確保できたのは約半数にとどまるとの結果が出ています。

こうした環境下、中小企業が強化している採用施策は次のようになっており、即戦力確保の意向が目立ちます。

(1)中途採用(33.4%)

(2)大卒採用(21.4%)

(3)高卒採用(15.1%)

(4)女性採用(13.4%)

◆2015年に取り組みたいこと

経営者として今年取り組みたいことについて尋ねた結果から、昨年と比較して増加傾向にある項目を抜き出すと次のようになっています。

- ・新規事業への進出
- ・従業員の教育・育成
- ・従業員の新規採用
- ・従業員満足度の向上
- ・女性の活躍推進

人事・労務面での課題に取り組みたい意向が表れているようです。労働環境や法制度の変更が今後も予定されていますので、こまめに情報を収集しながらそれぞれの課題に取り組んでいきたいものです。

4月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出[市区町村]

30日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

当事務所よりひと言

いつも大変お世話になっております。
ようやく来年から施行されるマイナンバー関連の内容が具体化して参りました。
最新の情報が入り次第随時ご連絡していく所存でございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。